

事務連絡

令和4年6月27日

関係各位

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

義肢、装具及び座位保持装置の完成用部品の指定申請書類作成について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第25項及び第76条第2項の規定に基づく、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定申請については、令和4年6月1日の事務連絡にて、令和4年7月1日（金）から申請受付を開始する旨をご案内したところです。

今般、当該指定に係る申請様式の作成にあたっては、記入要領等に加えて下記の留意事項を御確認の上、申請書類等に不備の無いようご提出ください。

記

1 申請書類作成にあたっての留意事項

継続申請（様式 B-2）において、メーカー略称（略称）、型番（部品番号）、備考（部品名称）等の表記が統一されていない点が散見されます。各申請事業者におかれましては、以下について御確認いただき、新規申請（様式 A-2）及び継続申請（様式 B-2）書類を作成のうえ、各種申請をお願いいたします。

【特に御確認いただきたい内容】

- 殻構造義肢と骨格構造義肢に収載されている同一規格部品において、備考（部品名称）の表記が統一されているか（アルファベットの全角・半角・大文字・小文字、スペースの有無等）
- 同一申請事業者において、メーカー名（略称）の表記が統一されているか（アルファベットとカタカナ、あるいはアルファベット大文字・小文字等）
- 同一申請事業者において、型番（部品番号）の表記が統一されているか（アルファベット全角・半角等）
- 同一シリーズの備考（部品名称）の表記が統一されているか（アルファベッ

ト全角・半角・大文字・小文字、スペースの有無等)

- 殻構造義肢、骨格構造義肢、装具、座位保持装置に収載されている同一規格部品の価格変更申請を行う場合の申請価格の整合性

各申請事業者におかれましては、申請書類に記載の内容に誤りがないか、今一度御確認するとともに、必要に応じて修正のうえ、申請いただきますようお願いいたします。

2 その他

申請受付期間終了後に到着した書類や内容等に不備のある書類は、原則として受理しませんので、ご注意ください。また、提出書類の修正や差替えについても同様に取り扱いますので、記入要領及び記入例をよく御確認いただき、書類に不備のないようご提出ください。

【問い合わせ先】

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
企画課 自立支援振興室 障害者支援機器係
TEL : 03-5253-1111 (内線 3071、3073)